

第3期稚内市 子ども・子育て支援事業計画 概要版



令和7年3月

稚内市

1 計画策定の背景と目的

国では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。

そのため、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定・施行されました。また、常に子どもの最善の利益を第一に考え、健やかな成長を社会全体で後押しするため、こども家庭庁が創設されました。

本市においては、市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2期稚内市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきましたが、令和6年度が計画期間の最終年度となっており、近年の制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第3期稚内市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。また、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画」と一体的に策定することとします。

本計画は、「稚内市総合計画」を最上位計画とし、子ども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、関連する福祉関係計画等と整合を図ります。

3 計画の対象

本計画の対象は、おおむね乳幼児期から学童期までの子どもとその家庭を対象としています。ただし、施策・事業の内容によっては、必要に応じて、対象年齢に幅をもたせるなど柔軟な対応を行います。

【子どもの対象範囲】

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期（学校教育を除く放課後）		一部対象	
子ども・子育て支援法								

4 計画の期間

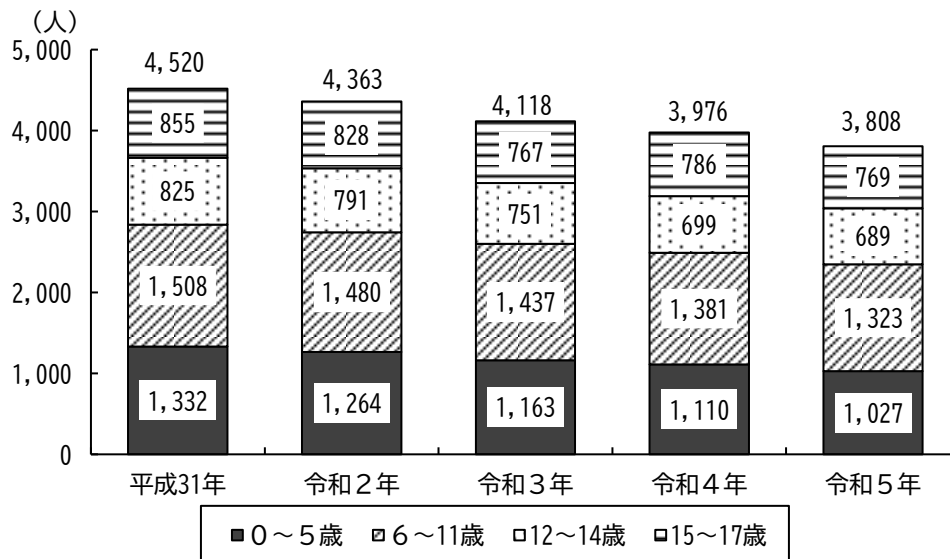
本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。なお、状況の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 統計データからみた子どもを取り巻く状況

本市の18歳未満の児童人口の推移をみると減少傾向となっており、児童人口の合計は、平成31年の4,520人から令和5年には3,808人に減少しています。

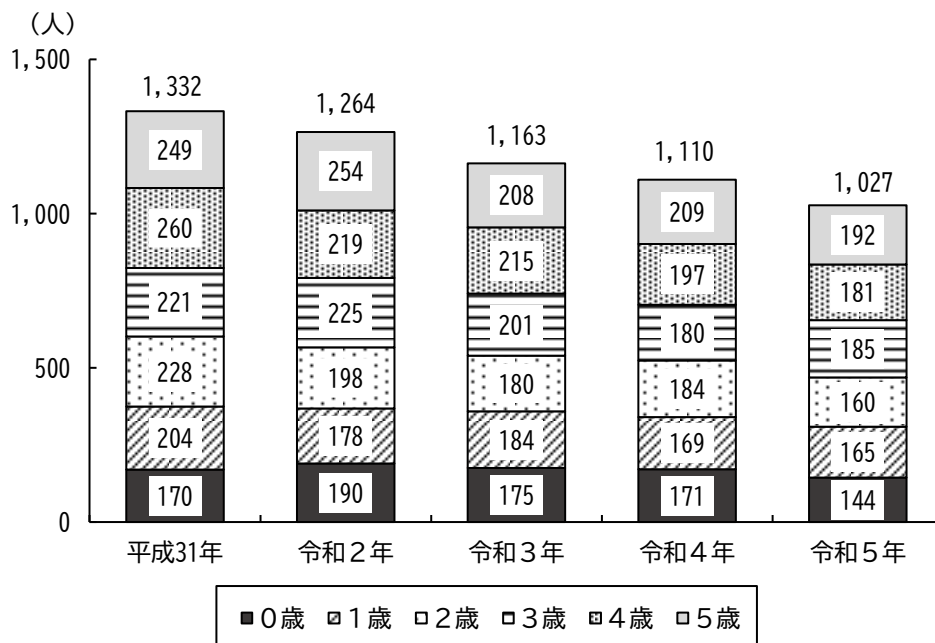
また、0～5歳の就学前児童の1歳階級別人口の推移をみると、全体的に減少傾向となっており、平成31年から令和5年にかけて、4歳は79人減少、0歳は26人減少となっています。

図表 児童人口の推移



資料：住民基本台帳

図表 就学前児童数の推移



資料：住民基本台帳

6 基本理念

一人ひとりの子どもが、健やかに幸せに育つことのできる地域社会の実現。
未来にすすむ子育て支援、市民ぐるみの「子育て運動」のまち、わっかない。

本市は、全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりを目指し、学校・家庭・地域が一体となって協力し、市民全体で取り組む「子育て運動」を推進してきました。昭和 61 年には全国で初めて「子育て平和都市宣言」を行い、全国に先駆けて子育て環境の充実を進めてきた実績があります。さらに、平成 16 年には「ワイワイ子育て・楽しさ支援特区」として構造改革特区の認定を受け、「幼保一元化」の早期推進にも取り組んできました。

少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化、保護者の労働環境の変化など、子どもや子育てを取り巻く状況は急速に変化していますが、子どもたちは社会の希望であり、未来を築く存在です。

本市では、「子ども・子育て支援事業計画」を通じて、全ての子どもが平等に健やかで、幸せな成長が保障されることを目指します。また、長年にわたり「子育て運動」に取り組む中で、子育ての負担や不安、孤立感を軽減し、子育てや子どもの成長を喜びや生きがいと感じられるような支援や環境を整えてきました。今後も、これまでの取組を更に充実させ、より良い子育て環境の実現に向けて努力を続けていきます。

7 基本的な視点

● 子どもの育ちを支える

本計画において、子どもの情緒の安定と、全ての子どもが健やかに幸せに成長できるよう支援するとともに、親や身近な大人との関わりの中で、人への信頼や社会性の基盤となる人格を育成し、自我と自主性の芽生えを生きる力に育むことのできる、充実した環境づくりを更に進めます。

● 全ての子育て家庭を支える

本市の子育て支援は、保護者の役割を代行するものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することができるようサポートすることだと考えます。そのために地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに伴う負担や不安、孤立感を軽減することが重要だと考えます。こうした支援を通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもに向き合い、子育てができる環境を整え、親としての成長を促し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、取組を進めていきます。

● 地域全体で応援する

全ての子どもが健やかに幸せに成長するために、地域全体が一体となって助け合い、支え合う仕組みを強化し、地域ぐるみで子どもたちの未来を育む取組を一層充実させていきます。

8 施策体系

基本理念	基本的視点	基本目標	基本施策
<p>一人ひとりの子どもが、健やかに幸せに育つことのできる地域社会の実現。 未来にすすむ子育て支援、市民ぐるみの「子育て運動」のまち、わっかない。</p>	<p>1. 子どもの育ちを支える 2. 全ての子育て家庭を支える 3. 地域全体で応援する</p>	<p>■目標1 幼児期の教育・保育の充実</p>	<p>(1) 量の見込み (2) 提供体制の確保と実施時期 (3) 教育・保育の一体的提供の推進 (4) 教育・保育施設の質の向上 (5) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 (6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保</p>
		<p>■目標2 子育て支援事業の充実</p>	<p>(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実</p>
		<p>■目標3 特別な支援を必要とする子育て家庭への取組の推進</p>	<p>(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 (3) 障がい児施策の充実等 (4) 経済的困難を抱える家庭への支援</p>
		<p>■目標4 子どもの健やかな成長に資する環境の整備</p>	<p>(1) 次代の親の育成 (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 (3) 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上 (4) 子育てを支援する生活環境の整備 (5) 多様な文化をもった子どもと家庭への支援</p>
		<p>■目標5 母子の健康増進の推進</p>	<p>(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策 (2) 食育の推進 (3) 小児医療の充実</p>
		<p>■目標6 地域ぐるみの子育て支援活動の推進</p>	<p>(1) 地域における子育て支援の充実 (2) 子どもの健全育成 (3) 子どもの安全の確保 (4) 職業生活と家庭生活との両立の推進</p>

9 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

●提供区域の設定

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。本市では、現状の提供体制や利用状況等を踏まえ、第2期計画と同様に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業ともに、市内全域を一つの提供区域として設定します。

■目標1 幼児期の教育・保育の充実

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号・2号認定 (3歳以上、幼稚園等を利用希望)	①必要利用定員総数	246人	221人	209人	198人	189人
	②確保方策	285人	265人	255人	240人	240人
	過不足(②-①)	39人	44人	46人	42人	51人
	確保方策の内容	現状に引き続き実施するとともに、状況に応じて定員を調整します。				
2号認定 (3歳以上、保育所等を利用希望)	①必要利用定員総数	249人	245人	231人	221人	211人
	②確保方策	273人	273人	273人	254人	254人
	過不足(②-①)	24人	28人	42人	33人	43人
	確保方策の内容	現状に引き続き実施するとともに、状況に応じて定員を調整します。				
3号認定 (0歳、保育所等を利用希望)	①必要利用定員総数	36人	36人	36人	36人	36人
	②確保方策	36人	36人	36人	36人	36人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
	確保方策の内容	現状に引き続き実施するとともに、必要に応じて認定こども園の整備についても検討していきます。				
3号認定 (1歳、保育所等を利用希望)	①必要利用定員総数	69人	69人	69人	69人	69人
	②確保方策	69人	69人	69人	69人	69人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
	確保方策の内容	現状に引き続き実施するとともに、必要に応じて認定こども園の整備についても検討していきます。				
3号認定 (2歳、保育所等を利用希望)	①必要利用定員総数	77人	77人	77人	77人	77人
	②確保方策	77人	77人	77人	77人	77人
	過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
	確保方策の内容	現状に引き続き実施するとともに、必要に応じて認定こども園の整備についても検討していきます。				

■目標2 子育て支援事業の充実

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者支援事業（子どもや保護者が教育・保育施設及び地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。）						
量の 見 込	基本型・特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	母子保健型	1 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	こども家庭センター型	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確 保 方 策	基本型・特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	母子保健型	1 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	こども家庭センター型	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策の内容		こども家庭センターの設置に合わせて、「母子保健型」から「こども家庭センター型」の移行に向けて検討します。				
②時間外保育事業【延長保育事業】（通常保育の時間を超えて、最長で午後7時まで保育を実施する事業です。）						
量の見込み		86 人	81 人	76 人	73 人	69 人
確保方策		86 人	81 人	76 人	73 人	69 人
確保方策の内容		現状に引き続き実施します。				
③放課後児童健全育成事業【学童保育】（共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。）						
量の見込み		178 人	167 人	158 人	153 人	144 人
確保方策		225 人	225 人	225 人	225 人	225 人
確保方策の内容		一部の学童保育所で長期休業中に一時的に入所定員を超える状況はありますが、登園児童数の推移をみながら、定員の弾力化の実施や、小学校の余裕教室など既存の公共施設を有効活用した提供体制の拡大も含めて検討します。				
④子育て短期支援事業【ショートステイ】（家庭において一時的に児童の養育が困難になった場合、市が委託する里親等において子どもを一定期間（原則として7日間以内）養育する事業です。）						
量の見込み		10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
確保方策		10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
確保方策の内容		現状に引き続き実施します。				
⑤乳児家庭全戸訪問事業【こんにちは赤ちゃん事業】（生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談対応などを行う事業です。）						
量の見込み		87 人	82 人	77 人	74 人	70 人
確保方策		【実施機関】 稚内市健康づくり課				
確保方策の内容		現状に引き続き実施します。				
⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業（養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行う事業です。）						
量の見込み		50 人	47 人	44 人	42 人	40 人
確保方策		【実施機関】 稚内市健康づくり課、稚内市こども課				
確保方策の内容		現状に引き続き実施します。				
⑦地域子育て支援拠点事業【子育て支援センター】（公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、就学前までの児童がいる親と子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。）						
量の見込み		443 人回	417 人回	393 人回	375 人回	358 人回
確保方策		443 人回	417 人回	393 人回	375 人回	358 人回
確保方策の内容		現状に引き続き実施します。				

⑧一時預かり事業 (ア) 幼稚園における在園児対象型(保護者の一時的な就労や求職活動、疾病等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、幼稚園で保育する事業です。)					
量の見込み	12,341 人日	11,625 人日	10,951 人日	10,452 人日	9,965 人日
確保方策	12,341 人日	11,625 人日	10,951 人日	10,452 人日	9,965 人日
確保方策の内容	現状に引き続き実施します。				
⑧一時預かり事業 (イ) 保育所などにおける一時預かり(保護者の一時的な就労や求職活動、疾病等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所などで保育する事業です。)					
量の見込み	306 人日	289 人日	272 人日	259 人日	247 人日
確保方策	306 人日	289 人日	272 人日	259 人日	247 人日
確保方策の内容	現状に引き続き実施します。				
⑨病児・病後児保育事業(保育が必要な乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に、病院等の医療機関や保育施設に付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。)					
量の見込み	50 人日	48 人日	46 人日	44 人日	42 人日
確保方策	50 人日	48 人日	46 人日	44 人日	42 人日
確保方策の内容	現状に引き続き実施します。				
⑩子育て援助活動支援事業【ファミリー・サポート・センター【就学後】】(子育ての手助けがほしい人、子育てのお手伝いをしたい人が会員となって、相互援助活動を行う事業です。)					
量の見込み	62 人日	58 人日	56 人日	52 人日	50 人日
確保方策	62 人日	58 人日	56 人日	52 人日	50 人日
確保方策の内容	現状に引き続き実施します。				
⑪妊婦健診事業(妊娠中の母親とおなかの赤ちゃんの健康状態などを定期的を確認するため、妊婦健康診査(16回まで)の一部を公費負担する事業です。)					
量の見込み	1,449 人回	1,365 人回	1,286 人回	1,227 人回	1,170 人回
確保方策	【実施機関】 稚内市健康づくり課				
確保方策の内容	現状に引き続き実施します。				
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業(世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育施設の通園に必要となる「実費徴収に係る費用」の全部又は一部を助成する事業です。)					
確保方策の内容	事業の導入については、国や北海道の動向を踏まえ、今後の事業実施について検討します。				
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。)					
確保方策の内容	地域ニーズに即した保育事業を進めるため、新規参入者が円滑に事業を実施できるよう支援を行います。				
⑭妊婦等包括相談支援事業(妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。)					
量の見込み	360 人日	339 人日	319 人日	305 人日	291 人日
確保方策	360 人日	339 人日	319 人日	305 人日	291 人日
確保方策の内容	現状に引き続き実施します。				
⑮乳児等通園支援事業【こども誰でも通園制度】(保育所に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、保護者への子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う事業です。)					
量の見込み	未実施	226 人日	220 人日	215 人日	210 人日
確保方策	未実施	226 人日	220 人日	215 人日	210 人日
確保方策の内容	令和8年度の事業実施に向けて対応します。				
⑯産後ケア事業(産後ケアを必要とする出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業です。)					
量の見込み	10 人日	9 人日	9 人日	8 人日	8 人日
確保方策	10 人日	9 人日	9 人日	8 人日	8 人日
確保方策の内容	現状に引き続き実施します。				

⑰子育て世帯訪問支援事業〔訪問による生活の支援〕（要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む。）として訪問し、子育てに関する情報提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。）	
確保方策の内容	国や北海道の動向を踏まえ、今後の事業実施について検討します。
⑱児童育成支援拠点事業〔学校や家以外の子どもの居場所支援〕（生育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業です。）	
確保方策の内容	国や北海道の動向を踏まえ、今後の事業実施について検討します。
⑲親子関係形成支援事業〔親子関係の構築に向けた支援〕（要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的に、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。）	
確保方策の内容	国や北海道の動向を踏まえ、今後の事業実施について検討します。

10 各施策の展開

■目標3 特別な支援を必要とする子育て家庭への取組の推進

（1）児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見と迅速な対応、子どもや妊産婦の福祉に関する支援業務を一元的に行うため、こども家庭センターの設置を検討します。

引き続き、子育て世代包括支援センターや利用者支援事業と連携し、地域全体で切れ目のない子育て支援を行い、虐待予防に取り組みます。児童相談所の権限や専門性が必要な場合、関係機関が連携を強化し迅速に対応するとともに、きめ細やかな支援と再発防止に努めます。さらに、市民や地域の意識啓発を行い、保健・医療・福祉・教育・警察とのネットワーク強化により、虐待防止に取り組みます。

（2）母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

「母子家庭等対策総合支援事業」や保育所・学童保育所の入所における特別な配慮など、継続的に行います。また、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及びそれに基づく国の基本方針、さらに「北海道母子及び父子並びに寡婦に対する自立促進計画」に基づき、包括的な自立支援を進めていきます。

（3）障がい児施策の充実等

障がいのある子どものライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るため、児童発達支援センターと同等の機能を有する体制を整備し、保育所等訪問支援を実施することで、幼稚園教諭や保育士など支援に関わる職員の専門性を高めます。

あわせて、障がいのある子どもや発達の特性により困難を抱える子どもを早期に発見し、適切な支援につなげることが、その後の子どもの成長・発達を促すことに繋がるため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診、学校における健康診断等の実施を推進し、必要に応じて適切な支援につなげます。

（4）経済的困難を抱える家庭への支援

子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって制約されることのない社会を実現するため、関係機関と密接に連携しながら、養育に関するアドバイスや各種制度の情報提供を行い、家庭ごとのニーズに応じた適切な支援が実現できるよう取り組みます。

■目標4 子どもの健やかな成長に資する環境の整備

(1) 次代の親の育成

結婚、妊娠、出産、子育ては、個人の自由な意思決定に基づくものであり、家族の在り方や、家族を取り巻く環境が多様化している中で、子どもたちが、いのちの大切さや親になるイメージを持つことができるよう取り組みます。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体の育成を図るため、学校の教育環境の整備・充実に努めます。

(3) 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

学校・家庭・地域が連携して、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭教育への支援の充実や、地域との交流、子どもを取り巻く有害環境対策、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実を進め、家庭や地域の教育力の向上を図るための支援を行います。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯が安心して暮らせるよう、住環境の更なる充実や、子育て世帯を対象とした施策を強化します。また、安全な道路交通環境の整備や、妊産婦や乳幼児連れを含む子育て世帯が安心して外出できる環境を整備します。

(5) 多様な文化をもった子どもと家庭への支援

外国人家庭が抱える子育てに関する不安や悩みを解消し、安心して日常生活を送れるようにするために、多言語による情報提供や相談窓口の充実を図るとともに、外国人の子どもが利用する教育・保育環境の充実に努めます。

■目標5 母子の健康増進の推進

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠届出時や出産後の赤ちゃん訪問などで保健師による伴走型相談支援を実施し、必要に応じて支援プランの作成を行っていきます。

本市では、妊娠期から乳幼児期の健康の保持・増進、疾病の早期発見などを目指し、妊産婦健診や乳幼児健診、健康教育や産後ケアなどの母子保健事業を実施しています。

今後に向けて、国は切れ目のない健診体制の整備として、新たな健診の拡充を検討していることから、本市の状況を踏まえた実施体制を構築します。

(2) 食育の推進

子どもの時の生活習慣は、その後の成長はもちろん、生涯にわたる生活の基礎にもつながることから、健全な食習慣を身につけることが重要です。

本市では、「第3次稚内市食育推進計画」において、「家庭」「幼稚園・保育所」「学校」「地域」などそれぞれの場において推進する施策を定め、家庭、学校、地域、関係団体等と連携を図りながら食育活動を進めています。

(3) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、関係機関との連携により、小児医療及び小児救急医療の充実・確保に取り組みます。

■目標6 地域ぐるみの子育て支援活動の推進

(1) 地域における子育て支援の充実

地域ぐるみで子育てを行う意識の醸成を図るとともに、各団体等への支援の協力を呼びかけ、高齢者、育児経験豊かな主婦等の地域人材を発掘します。

さらに、子育て支援ボランティア団体等で構成する、本市の子育て支援ネットワークにおいて、各団体間の交流や、情報交換等を行い様々な活動を通して地域全体の子育て力及び子育て意識の向上を図ります。

また、各種子育て支援サービスについて利用者が十分に理解できるよう、本市のホームページや「わからない子育て応援サイト」を活用し、幅広く情報を発信します。

(2) 子どもの健全育成

子どもの健やかな成長を促すため、青少年教育施設の充実や、地域資源を生かした遊びを含めた様々な体験活動を充実させるとともに、地域の文化や歴史的財産を生かし、子どもたち自身が地域の魅力や課題を主体的に考える機会を提供します。

また、地域の社会資源を効果的に活用し、子どもたちが放課後等を安心かつ安全に過ごす居場所づくりに努めます。

(3) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、関係機関等が連携して、防犯活動や教育・啓発活動を行うとともに、被害に遭った子どもに対しては、関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

(4) 職業生活と家庭生活との両立の推進

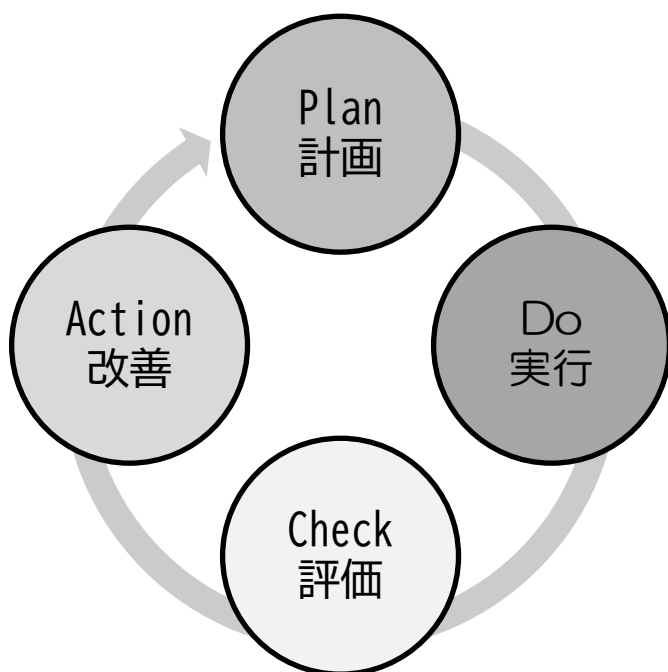
仕事と家庭を両立し、個々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。そのためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実感できる環境づくりが重要です。

このため、男女双方が職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備・改善に向けた周知啓発活動の推進に努めます。

また、企業等民間団体に対しても、男女雇用機会均等法などの法令順守・労働環境の整備と制度を活用しやすい環境づくりに向けた理解と協力を求めます。

11 計画の推進体制

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し実効性を確保するため、計画の進捗状況を子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。また、ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図り住民意見を反映した事業を推進します。



第3期稚内市子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行：令和7年3月
企画・編集：稚内市教育委員会 教育部こども課
〒097-8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号
電話：0162-23-6161 ファクス：0162-22-1045